２　生活場面「学ぶ」

１．めざすべき姿と現状の評価・課題

**＜めざすべき姿＞**

**障がいのある人が本人のニーズに基づき、障がいのない人と同じ場で学んでいる**

＜現状の評価と課題＞

　障がい児のニーズは多様化しており、「ともに学び、ともに育つ」ことを基本に、障がいの有無に関わらず、インクルーシブ教育の推進に向けた環境整備、通学・学習保障等の課題解決を図る必要があります。

　とりわけ、医療的ケアを必要とする児童生徒の通学支援をはじめとする多様な学習の機会を確保する取組みや、学校における合理的配慮の浸透に向けた教員の資質向上に向けた研修などが必要です。

　また、最重点施策の一つである専門性の高い分野への支援として、発達障がいのある幼児・児童が早期に質の高い療育・教育を受けることができる環境整備や、医療依存度の高い重症心身障がい児の学習機会の確保を図っていきます

　さらには、学校卒業後の就労や地域生活までを見据え、家庭と教育と福祉、労働機関等が連携した、働く力や生活する力を身に付けることができるような教育の推進や、障がいや年齢にとらわれず、学習の機会や選択肢が限定されることなく、生涯を通じて、学びたいときに学ぶことができる環境整備が必要です。幼児期から社会に出るまで一貫して、学びの機会を得ることができる大阪の実現をめざすべきです。

　なお、大阪府では、大阪府言語としての手話の認識の普及及び習得の機会の確保に関する条例（以下「手話言語条例」という。）に基づき、関係団体との連携の下、乳幼児期からの言語としての手話獲得・習得支援や全ての府立聴覚支援学校の教員向け手話習得支援などの先進的な施策を展開しています。引き続き同条例に基づく施策が保健医療機関や学校などの関係機関との連携の下、より一層推進されるべきです。

２．個別分野ごとの施策の方向性

（１）早期療育を受ける

〇　乳幼児健康診査等の受診率向上を図り、聴覚障がいや視覚障がいを早期発見し、早期支援につなげるなど、健診後の支援の充実に努めます。

〇　具体的には、令和２年６月に運営開始された府立福祉情報コミュニケーションセンターにおける聴覚障がい児や視覚障がい児への相談支援や関係機関との連携による支援、治療等に速やかにつなげるとともに、保健・医療・教育等の関係機関と連携しながら障がい児への相談支援・情報提供の充実を図ります。特に難聴児については、新生児聴覚検査から療育までを遅滞なく円滑に実施するための手引書の作成を進め、乳幼児期手話言語獲得ネットワーク等を活用して、福祉・保健医療・教育等の関係機関とさらなる連携を図ります。

〇　国の児童発達支援ガイドラインにおいて、提供すべき児童発達支援として位置づけられている「本人支援」「移行支援」「家族支援」「地域支援」という視点は、府内全ての障がい児支援に共通する重要かつ不可欠なものです。

〇　障がい児入所施設については、専門的機能の強化を図りつつ、地域との交流機会の確保や地域の障がい児に対する支援など地域に開かれたものとなることが求められています。また、福祉型障がい児入所施設入所児の障がい者福祉サービスへの円滑な移行についての協議体制の整備に努めていきます。

〇　重症心身障がい児をはじめとする障がい児が身近な地域で療育や支援を受けることができるよう、児童発達支援事業所や放課後等デイサービス事業所の確保と質の向上に努めます。

〇　さらに、在宅の障がい児の地域生活を支えるため、地域における障がい児支援の中核となる児童発達支援センターの設置並びに当該センターにおける保育所等訪問支援の実施に向けた市町村支援及び障がい児通所支援事業所等に対する機関支援を充実するなど、重層的な障がい児通所支援の体制整備を図ります。

〇　放課後等デイサービス事業所や児童発達支援事業所等についても、療育機関としての機能を十分に発揮し、学校や障がい児相談支援事業所等の関係機関と緊密な連携を図り、就学時や卒業時などのライフステージの移行段階で支援が途絶することなく、切れ目のない一貫した支援が行われるよう体制の構築を図っていきます。

〇　新生児集中治療室に入院中から退院後の在宅生活を見据えた個々の医療的ケア児の発達段階に応じた支援や、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の多職種との協働、医療的ケア児とその家族が抱える課題解決に向けた支援や事業所評価制度などの客観的な情報の活用などにより、事業所の機能確保、サービスの質の向上に努めていきます。

〇　また、発達障がいについては、乳幼児期等での早期発見・早期支援、個別の教育支援計画の活用促進など教育分野での支援の充実を図ります。高年齢の子ども（概ね９歳以上）が適切な支援につながらないケースもあり、質の高い支援ノウハウを蓄積している機関が不足していると言われています。今後は、発達支援拠点において高年齢の子どもに対する支援の質の向上や支援ノウハウの蓄積を図るとともに、放課後等デイサービス事業所等への機関支援に努めていきます。

〇　その他、支援の引継ぎのためのサポートファイルの活用促進などのライフステージを通じた切れ目のない一貫した支援体制の充実を図ります。併せて、発達障がい児支援のための家族支援としてペアレントメンターの活用やペアレントトレーニング、ペアレントプログラムを実施する市町村を支援します。

（２）教育を受ける

〇　平成28年度に大阪府において実施した障がい者の生活ニーズ実態調査によると、嫌な思いをしたと回答した人が多かった場所は「学校」でした。また「学習において障がいの特性に応じた配慮がない」が最多の困りごとであったことを鑑みると、教員等の障がい理解の促進に一層努めるとともに、引き続き通学支援や情報保障などの合理的配慮が確保された学校環境を整備していきます。

〇　幼稚園、保育所、認定こども園、小学校、中学校及び高等学校等において、障がいのある児童生徒の状況・ニーズ等を把握して「個別の教育支援計画」等を作成し、教育の充実や教育環境の整備を図ります。

〇　また、医療的ケアが必要な児童生徒が安全かつ安心に学校生活が送れるよう、看護師や臨床心理士等の配置や医療機関等との連携などに努めていきます。

〇　さらに、小・中学校及び高等学校の通常の学級に在籍しながら適切な支援が受けることができる通級指導教室や府立高等学校・支援学校における知的障がいのある生徒の学習機会を確保する「自立支援推進校」「共生推進校」の充実を図ります。

〇　療育、保育、教育に従事する教員等の資質向上に向け、障がいに対する理解に関する研修の充実を図るとともに、柔軟かつ適切な教員等の配置等を行います。併せて、障がい児教育等に関わる保育士や教員等が抱える悩みや課題をケアし、サポートしていきます。以上のことを踏まえ、府立支援学校が地域の支援教育の充実を推進するセンターとしての役割を発揮し、地域の小・中学校における校内支援体制の構築や教職員の専門性の向上をサポートをはじめとした、校種間や医療・労働・福祉等の関係機関との連携強化を図ります。

〇　就職率などの数字だけにとらわれず、個々人の障がい特性やニーズに応じた多様な進路の選択を確保し、将来の進路を主体的に選択できるよう、職場見学等の機会を確保するなど進路指導を充実するとともに、教育、労働、福祉等の関係機関が連携し、職場定着までを見据えた支援に取り組んでいきます。

〇　ライフステージに応じた切れ目のない支援を確保するため、学校と障がい児通所支援事業所等とが連携し、地域での課題と学校での課題や支援方針を共有して、一人ひとりのニーズに対応したきめ細かな支援を充実することにより、将来の地域での自立生活に向けた個別支援を強化させていきます。

（３）地域で学ぶ

〇　生涯学習について、聴覚障がい者や視覚障がい者が利用できるものになっていないなど、十分に環境が整っていない状況があります。障がい者が自ら選択できるよう、障がい特性に応じた配慮や情報保障を図っていきます。

〇　学校在学中から自立生活に向けた職場実習の機会を拡充するとともに、将来の自立した生活に向けた対人関係やコミュニケーション力などを幅広く学ぶことができるよう、学校卒業後の学びの場も確保していきます。

〇　また、卒業後の学びの場の確保にあたっては、スポーツ・文化芸術関連施設や生涯学習センターや図書館・公民館などの社会教育施設等の活用も必要です。障がい者だけではなく、家族も一緒に様々な学びの場に参加できるようにすることによって、家族へのサポートにもつながっていくことも期待されます。

**コラム**

発達障がい児者支援の取組について

大阪府では、平成25年度に「発達障がい児者支援プラン」（計画期間：平成25年度から平成29年度）や現行の「新・発達障がい児者支援プラン」（計画期間：平成30年度から令和2年度）に基づき、発達障がい児者支援を推進してきました。

これまでライフステージに応じた支援として、「早期気づきと早期発達支援の充実」「発達支援体制の充実」「教育分野における支援の充実」「就労支援と就労継続のための生活支援の充実」に取り組んでおり、さらにライフステージを通じた支援として、「地域生活支援と相談支援体制の充実」「専門的な医療機関の確保等」「家族支援の充実」などにより支援を補完し、支援の隙間を最小化するよう取組を進めてきました。

また、平成30年度からの新プランにおいては、大阪府発達障がい児療育拠点（※）による機関支援、通常の学級に在籍する児童生徒の個別の教育支援計画の作成・活用促進、障がい者雇用の対象となる発達障がい者の雇用や職場定着の促進、大阪府発達障がい者支援センター（アクトおおさか）に配置する発達障がい者地域支援マネージャーの派遣、二次医療圏における医療機関の研修や診療支援の機能を備える拠点医療機関の指定や市町村へのペアレント・メンターの派遣やペアレント・プログラムを実施する人材養成などに取り組んできました。

この結果、大阪府の発達障がい児者支援については、他府県と比較しても一定の成果を収めており、他の障がい児者支援施策と並んで取組みが進められるようになってきました。

今後は、障がい児者支援施策全体をカバーする障がい者計画において、顕在化してきた課題の解決に向けた施策の方向性を示し、発達障がい児者のニーズに即した支援に取り組んでいきます。

（※）大阪府発達障がい児療育拠点とは

大阪府発達障がい児療育拠点は、平成17年度から順次、府内（大阪市・堺市を除く）の二次医療圏域に１か所ずつ（計府内６カ所）大阪府が社会福祉法人に委託して当該拠点を設置し、発達障がい児の個別専門療育を提供しました。

平成24年度の児童福祉法の改正を契機に、療育拠点での個別専門療育は市町村からの委託事業となりました。府は、圏域内の児童発達支援事業所や放課後等デイサービス等の障がい児通所支援事業所で良質な支援が提供できるよう、新たに療育拠点に委託し、個別専門療育で培った支援ノウハウを提供する機関支援事業を実施しています。令和3年度からは、事業所等への機関支援や事業所間の交流会などの場を通じて支援のスキルアップを図る拠点としての機能に着目し、「発達支援拠点」と名称を改めます。

豊能圏域
こども発達支援センター青空
平成１９年から
所在地は箕面市
三島圏域
こども発達支援センターwill
平成１７年から
所在地は高槻市
北河内圏域
自閉症療育センターLink
平成２０年から
所在地は枚方市
中河内圏域
発達障がい支援センターＰＡＬ
平成１８年から
所在地は東大阪市
南河内圏域
こども発達支援センターSun
平成１７年から
所在地は富田林市
泉州圏域
自閉症児支援センターWave
平成１７年から
所在地は貝塚市

３．具体的な取組みと目標

|  |  |
| --- | --- |
| 具体的な取組み | 目標 |
| （１）早期療育を受ける　１．乳幼児健康診査の受診率向上と健診後の支援の充実 | |
| 〇乳幼児健康診査等の実施（地域保健課）  　新生児スクリーニング検査や市町村における健診において聴覚障がい・視覚障がい・発達障がいを早期発見し、適切な相談支援や療育機関等の関係機関との連携による支援を行っていきます。  　市町村における乳幼児健康診査等母子保健事業について、母子保健関係業務報告を取りまとめ、市町村乳幼児健診の実施状況の評価に関する研修及び保健所による市町村支援に活用します。  　乳幼児健康診査の従事者が、疾患や障がいの早期発見の視点を持てるように、乳幼児期の発達・低出生体重児の理解・発達障がい児の理解について、保健師等研修を実施します。 |  |
| 〇先天性代謝異常等検査の実施（地域保健課）  　先天性代謝異常等について、早期発見し適正な治療を行えるよう、新生児を対象としたマス・スクリーニング検査を実施していきます。 |  |
| 〇要支援児童の早期発見と支援の充実（家庭支援課）  　市町村の後方支援や専門的診断・指導という都道府県の役割を踏まえ、市町村における乳幼児健診や障がい相談事例を活用した、子ども家庭センターの指導・助言等の必要な場合の対応や市町村への助言指導を行います。  　また、府内全市町村に設置されている要保護児童対策地域協議会において支援を必要とする児童について、引き続き市町村と連携します。 |  |
| 〇保健所における専門的母子保健事業の実施（地域保健課）  　保健所を拠点として、訪問指導や専門職相談、交流会を実施するとともに、関係機関連絡会議等を開催し、医療的ケア児等への支援や地域関係機関の連携強化に向けて取り組んでいきます。 |  |
| （１）早期療育を受ける　２．療育支援の充実 | |
| ○障がい児とその保護者に対する相談支援の充実（家庭支援課、地域生活支援課）  　大阪府子ども家庭センターにおける障がい児相談支援を引き続き実施するとともに、関係機関に対して障がい福祉サービス等に関する情報提供を積極的に行い、連携強化を図ります。  また、家族に対する支援の充実・強化とともに、十分な障がい児相談支援事業所が確保されるよう、引き続き市町村に対して働きかけます。 | 目標値（令和５年度）  障がい児相談支援実施市町村数４３（すべての市町村） |
| ○障がい児関係機関ネットワークの充実強化（家庭支援課、地域生活支援課）  　保健、福祉、教育等障がい児に関わる関係機関が連携し、さまざまな課題に対応するため、各市町村において構築される障がい児関係機関ネットワークに対し、引き続き大阪府から情報提供や相談対応を行い、障がい児関係機関ネットワークの充実強化を図ります。 | 目標値（令和５年度）  障がい児関連施策地域連絡協議会設置市町村数  ４１（指定都市を除くすべての市町村） |
| ○障がい児入所施設における発達支援機能等の充実（地域生活支援課）  　障がい児入所施設が担う「発達支援機能」や「自立支援機能」等の向上を促進し、障がい児の状況に応じた専門性の高い支援の充実を図ります。  　また、障がい児入所施設に対し、支援の充実を図るため、配置基準を上回って看護師等の配置を行った場合に経費を支援します。 |  |
| ○障がい児通所支援事業の充実（地域生活支援課）  　障がい児が、身近な地域でニーズに応じた療育を受けることができるよう、児童発達支援及び放課後等デイサービスを行う事業所の確保と質の向上に努めるとともに、市町村と連携し保育所等訪問支援を行う事業所の拡大に努めます。  　さらに、地域における障がい児支援の中核施設となる児童発達支援センターの設置と、当該センターにおける障がい児相談支援、保育所等訪問支援等の地域支援の充実を図る市町村を支援します。 | 目標値（令和５年度）  児童発達支援センター設置市町村数：４３  保育所等訪問支援実施市町村数：４３ |
| ○主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保（地域生活支援課）  重症心身障がい児が身近な地域で支援を受けることができるよう、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保に努めます。 | 目標値（令和５年度）  主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所を確保する市町村数：43  主に重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所を確保する市町村数：43 |
| ○障がい児等療育支援事業の実施（地域生活支援課）  　在宅の障がい児の地域における生活を支えるため、障がい児の支援を行う通所支援事業所、保育所、幼稚園、学校等の職員を対象として、療育指導・相談に係る助言・指導・研修等の機関支援を実施します。 |  |
| 〇聴覚障がい・視覚障がい乳幼児の療育指導等の充実（自立支援課）  　聴覚障がい・視覚障がい乳幼児の療育指導等について、速やかに府立福祉情報コミュニケーションセンターや療育機関等につなぐとともに、関係機関と連携した切れ目ない支援を行います。 |  |
| （１）早期療育を受ける　３．発達障がいのある幼児児童に対する支援 | |
| ○発達障がいの早期発見の取組み（地域生活支援課）  乳幼児健診や保育所・幼稚園等巡回支援の充実に取り組む市町村を支援します。  また、市町村の取組みと合わせて保育士・幼稚園教諭・保育教諭など、就学前の子どもに関わる気づき支援人材の育成に努めていきます。  各ライフステージにおいてもできるだけ早期の気づきから支援につながるよう、支援者をはじめ周囲で関係する人の発達障がいに係る特性の理解や、身近な相談先となるキーパーソンを確保するなどの配慮が図れるよう、あらゆる機会をとらえて啓発活動を実施します。 |  |
| ○発達障がいにかかる専門的な医療機関の確保（地域生活支援課）  　発達障がい児者の初診の待機期間を短縮するため、引き続き医師の養成を通じた専門的な医療機関の確保と医療機関ネットワークの充実を図ります。  　拠点医療機関へのケースワーカー等の配置等、国の発達障害専門医療機関初診待機解消事業を活用し、発達障がい児者に係るアセスメントの円滑化を通じて、待機期間の短縮を図る新たなスキームを必要な圏域から実施することを検討します。  　各圏域の登録医療機関のスキルアップを図るため、拠点医療機関の協力を得て各圏域での陪席を含めた医療機関研修や診療支援機能の充実を図ります。また、拠点医療機関の横の連携を図るため、協議の場等を設置するなど、府域における発達障がいの診断機能の向上と圏域間の均てん化を図り、拠点医療機関を中心としたネットワークが十分機能するよう取組みを推進します。 | 目標値（令和５年度）  登録医療機関での初診待機時間の短縮を図る |
| 〇医療的ケア児や発達障がい児に対する相談援助の実施（地域保健課、地域生活支援課）  乳幼児健康診査の従事者が、疾患や障がいの早期発見の視点を持てるように、乳幼児期の発達・低出生体重児の理解・発達障がい児の理解について、保健師等研修を実施します。 |  |
| ○発達支援体制の充実（地域生活支援課）  発達障がい児向けに身近な地域で個別療育を確保する市町村の取組を引き続き支援します。  　各圏域内の児童発達支援事業所や放課後等デイサービスに対する機関支援を実施することにより、サービスの質の向上を図ります。  　高年齢の子ども（概ね９歳以上）は、各ライフステージにより異なる課題が存在し、支援が難しいケースが出てくるため、発達支援拠点において、支援ノウハウの蓄積を図り、支援内容を充実していきます。 | 目標値（令和５年度）  発達障がい児に対する専門療育の実施市町村数  43（全ての市町村） |
| ○発達障がい児の家族支援の充実（地域生活支援課）  　ペアレント・メンターの協力を得て、小学生から年齢層を上げていき、メンターによる家族支援や活動の場の拡充を進めます。併せて、メンター事業については、活用促進の観点から一層の周知を図ります。  　ペアレント・トレーニングやペアレント・プログラムは、市町村におけるスキルの共有等を図るため、担当者間の情報交換の機会等を提供し、市町村を支援します。 | 目標値（令和５年度）  家族支援を実施する市町村数  43（全ての市町村）  市町村での保護者支援プログラムの受講機会の確保 |
| ○発達障がいをはじめとする障がいのある人のライフステージを通じた一貫した支援のための取組み（地域生活支援課）  　先進的な事例等を参考に、次の視点をもって、サポートファイルを円滑に運用するよう市町村に働きかけていきます。  　・サポートファイルを使うことに意識を置いた住民への普及・啓発  　・サポートファイル運用担当者の人事異動等があっても継続して運用できる組織体制の構築・維持  　・親亡き後のことも念頭にサポートファイルを活用した地域での支援 | 目標値（令和５年度）  引継ぎの支援に役立つサポートファイルを導入する市町村の増加を図る（令和２年度時点：29市町村） |
| （２）教育を受ける　１．幼児教育の充実 | |
| 〇障がい児受入れに対する幼稚園への支援（私学課）  私立幼稚園等における障がい児の積極的な受入れを促進し、就園する障がい児の教育の充実を図るため、障がい児が在園する私立幼稚園等に対し助成します。 |  |
| 〇障がいのある幼児の指導（子育て支援課、支援教育課、小中学校課、私学課）  幼稚園、保育所、認定こども園等において、幼稚園教諭・保育士等を対象とした研修の実施等により、障がい児や保護者への理解をさらに深め、保幼こ小連携を一層進めつつ、特性を踏まえた適切な配慮と支援がなされるよう取り組みます。 |  |
| 〇幼稚園教諭・保育士等を対象とした研修（子育て支援課、小中学校課、高等学校課、私学課）  　幼稚園、保育所、認定こども園等において、障がい児や保護者への理解の下、特性を踏まえた適切な配慮と支援がなされるよう、幼稚園教諭・保育士等を対象とした研修の実施に引き続き取り組むとともに、障がい児教育等に関わる保育士や教員等が抱える悩みや課題をケアし、サポートしていきます。  　また、幼稚園新規採用教員研修・幼稚園10年経験者研修・幼児教育アドバイザー育成研修等において、インクルーシブ教育についての内容を継続して実施します。 |  |
| （２）教育を受ける　２．小・中学校教育の充実 | |
| ○就学前健診の実施（保健体育課）  就学時の健康診断は、市町村の教育委員会が就学事務の一環として、就学予定者の心身の状況を把握し、保健上必要な勧告、助言を行うとともに適切な就学を図るために実施しています。  市町村教育委員会に対して、国の動向や国から発出された文書等について周知するとともに、障がいのある子どもの就学指導にあたって本人や保護者の意向を尊重して適切に対応するよう、指導助言を行います。 |  |
| 〇就学相談・支援の充実（支援教育課）  義務教育段階においては、本人・保護者の意向を最大限に尊重し、一人ひとりの障がいの状況や教育的ニーズを丁寧に把握し、就学先を決定するよう、市町村教育委員会の担当者に対する協議会等を開催し、適切な指導助言を行います。 |  |
| 〇福祉・医療との連携による医療的ケアへの支援（支援教育課）  地域における安全・安心な医療的ケア実施体制の構築に向け、市町村に対する支援を行います。 |  |
| 〇通常の学級の充実（小中学校課）  　小・中・高等学校の教員に対し、障がい者や障がいに対する理解に関する研修を実施し、実践交流や学識経験者による講演等を通じてインクルーシブ教育への理解や障がい理解を深められるよう努めます。 | 目標値  全小・中学校において、「ともに学び、ともに育つ」教育の推進のために、障がい理解教育を実施 |
| 〇通級指導教室の充実（支援教育課、高等学校課）  　発達障がい等の児童生徒に通級指導を行う際には、意義及び役割を踏まえた支援が行えるよう、教員の資質向上に向けた研修等の実施に努めるとともに、専門性を考慮しつつ柔軟かつ適切な教員等の配置等を行う他、市町村と連携して小・中学校の通級指導教室の設置促進を図ります。 | ≪参考≫  <令和２年度>  小学校233教室（政令市44教室外数）  中学校　79教室（政令市　８教室外数） |
| 〇障がい理解教育に関する研修（小中学校課、高等学校課）  　小・中・高等学校の教員に対し、障がい者や障がいに対する理解に関する研修を実施し、実践交流や学識経験者による講演等を通じてインクルーシブ教育への理解や障がい理解を深められるよう、教員の資質向上に努めます。 | ≪参考≫  令和元年度実績（令和元年７月５日実施）  小中学校105名、高校16名、市町村教育委員会９名  計130名参加 |
| 〇公立小中学校の教育環境の整備（施設財務課)  　障がいのある児童・生徒が学校生活を安全かつ円滑に送ることができるよう、公立小中学校のバリアフリー対策を推進するとともに、障がいの状態や特性等を踏まえつつ、適切な指導や必要な支援を可能とする学校環境の整備を市町村に対し働きかけます。 |  |
| （２）教育を受ける　３．後期中等教育の充実 | |
| 〇高等学校入学者選抜における受験上の配慮（高等学校課）  　受験者が普段の実力を発揮できるよう障がいの状況に応じて、別室受験、パソコン等の機器使用、介助者の配置など、受験方法の改善について工夫します。 |  |
| 〇高等学校に在籍する障がいのある生徒の教育の充実及び教育環境の整備（高等学校課、施設財務課）  　高等学校において、入学時に生徒・保護者が記載した「高校生活支援カード」を活用して、生徒の状況や本人・保護者のニーズを把握し、入学後の生徒支援を図り、学校と相談支援機関等とが連携し、地域での課題と学校での課題、支援方針を共有して障がい者のライフステージに応じた切れ目のない支援を確保します。また、このカードの内容を基にして、「個別の教育支援計画」を作成し、高等学校に在籍する障がいのある生徒の教育の充実をめざし、校内組織のあり方、教育課程の編成、教育条件整備のあり方の検討を進め、具体化します。  　さらに、高等学校施設において、障がいのある生徒の学習活動に支障がないよう、エレベーターの整備、手摺り設置、スロープ設置、トイレ改修などのバリアフリー化に努めます。 | （令和４年度）  障がいにより配慮を要する生徒が在籍する府立高等学校において「個別の教育支援計画」の作成 |
| 〇障がい理解教育に関する研修（小中学校課、高等学校課）  　小・中・高等学校の教員に対し、障がい者や障がいに対する理解に関する研修を実施し、実践交流や学識経験者による講演等を通じてインクルーシブ教育への理解や障がい理解を深められるよう、教員の資質向上に努めます。 | ≪参考≫  令和元年度実績（令和元年７月５日実施）  小中学校105名、高校16名、市町村教育委員会９名  計130名参加 |
| 〇高校に在籍する生徒の精神保健・精神疾患への理解と配慮（高等学校課）  精神疾患を含め、個々の障がいについての理解を深めるため、教職員研修などの機会の充実に努めます。 |  |
| 〇障がいのある生徒の高校生活の支援（高等学校課）  　高等学校に在籍する障がいのある生徒の学校生活を支援するため、エキスパート支援員として全校に配置している臨床心理士等が、生徒一人ひとりの障がいの状況に応じた学校生活支援を行うとともに、学校生活支援員の配置に努めます。 |  |
| 〇医療機関との連携による医療的ケアへの支援(高等学校課)  　府立高校において、医療的ケアの必要な生徒が安全かつ安心して学校生活が送れるよう、看護師配置に努めるとともに、医療機関との連携、緊急時の対応など校内体制の充実を図ります。 | 目標値  府立高校に在籍する医療的ケアの必要な生徒の状況に応じて看護師を配置する |
| 〇高等学校における知的障がいのある生徒の受入れ推進（支援教育課）  　知的障がいのある生徒が高等学校で「ともに学び、ともに育つ」取組みである自立支援推進校と共生推進校等について、これまでの成果と課題を踏まえ、高等学校における知的障がいのある生徒のさらなる受入等を推進します。 | 目標値  知的障がいのある生徒が高校でともに学ぶ取組みである自立支援推進校・共生推進校等の充実等を図る |
| 〇高等学校における支援教育力の充実（支援教育課）  　自立支援推進校等のノウハウを共有・活用することなどにより、府立高校や府内私立高校に在籍する知的障がいや発達障がいのある生徒への教科指導など支援教育力の一層の充実を図ります。 |  |
| 〇高校に在籍する障がいのある生徒の進路指導の充実（高等学校課）  　障がいのある生徒が、将来の進路を主体的に選択できるよう、インターンシップや職場見学、大学見学等の機会を含め、進路指導の充実を図ります。 |  |
| （２）教育を受ける　４．大阪府立支援学校の充実 | |
| 〇支援学校の教育環境の充実（支援教育課）  　知的障がいのある児童生徒の教育環境に関する基本方針に基づき、取組みを進めます。 |  |
| 〇支援学校の通学対策の充実（支援教育課）  　支援学校における通学バスの長時間乗車の解消に向け、通学バスの増車や有料道路の活用を含む効率的なルート設定に努めます。 | 目標値（令和８年度）  片道の通学バスの乗車時間を60分以内とする |
| 〇医療的ケア児への通学支援の充実（支援教育課）  府立支援学校において、通学途上で医療的ケアが必要なために通学バスを利用できない等の理由により通学が困難な児童生徒の学習機会の保障等を図ります。 |  |
| 〇支援学校の教育の充実、個別の教育支援計画の作成・活用の促進（支援教育課）  本人・保護者の意向や、幼児児童生徒の障がいの状況を十分踏まえ、入学前の保健・医療・福祉等の関係機関との連携や卒業後を見据えた長期的な指導ができるよう「個別の教育支援計画」等を活用しながら、きめ細かな教育を行います。この他、障がいのある幼児児童生徒と障がいのない幼児児童生徒の共同学習等を推進します。 | 目標値（令和８年度）  小中学校→支援学校への引継率 100％ |
| 〇支援学校の自立活動等の充実（支援教育課）  病院併設校を除く全ての府立支援学校に福祉医療関係人材（理学療法士、作業療法士、言語聴覚士等）を特別非常勤講師として配置し、自立活動の充実を図ります。 |  |
| （２）教育を受ける　５．就労・自立に向けた教育の充実 | |
| 〇支援学校の就労支援の充実（支援教育課）  　事業連携協定を締結している企業との連携を深め、就職希望者の増加や早期からのキャリア教育に取り組み、支援学校の就労支援の充実を図ります。  　他部局や企業等との連携を図り、農業などの新しい分野での雇用に取り組みます。 | 目標値（令和４年度）  府立知的障がい支援学校高等部卒業生就職率35％ |
| 〇就労に向けた支援学校と関係機関の連携（支援教育課）  　支援学校におけるキャリア教育を推進し、就職者の職場定着を支援するため、「支援学校卒業生職場定着支援者育成事業」「教育課程改善事業」をより一層推進します。  　また、知的障がい支援学校２校をモデル校に指定して「キャリア教育支援アドバイザー（企業・大学教員等）」を定期的に派遣し、早期からのキャリア教育の充実・強化をめざし、教育課程の見直しや授業力向上のための指導助言を行います。  　また、生徒の就労意欲の向上と保護者の障がい者雇用の理解啓発促進を実現するために、関係機関との情報ネットワーク構築支援を行い、キャリア教育支援体制の強化を図ります。  　併せて、教育と福祉、労働機関等が連携し、就労支援に向けて技能検定や就職合同セミナーを開催するとともに、卒業後の学びの場や、就労から職場定着までを見据えた支援に取り組みます。 | 目標値（令和４年度）  キャリア教育マトリックスを活用した授業改善サイクルの各校実施 |
| （２）教育を受ける　６．個別の教育支援計画等の充実 | |
| 〇支援学級の充実、個別の教育支援計画の作成・活用の促進（支援教育課）  　「ともに学び・育つ」学校づくり支援事業で作成する「支援教育ハンドブック」を活用し、障がい種別に応じた自立活動の充実を図るとともに、障がい種別ごとに小・中学校に支援学級の設置を促進します。  　福祉・保健・医療等と連携した「個別の教育支援計画」の効果的な活用事例を収集し、実践報告会等で広く周知することを通して「個別の教育支援計画」のより一層の活用を促進します。 |  |
| （２）教育を受ける　７．大阪府立支援学校のセンター的役割の発揮 | |
| 〇支援学校のセンター的機能の充実（支援教育課）  　支援学校のセンター的機能について、地域小中学校等への相談支援等をはじめ、就学前の早期把握・早期支援から、卒業後の進路を見据えた関係機関との連携など、一層の充実を図ります。 |  |
| （２）教育を受ける　８．高等教育の充実 | |
| 〇大阪府立大学における障がいのある学生への支援等（府民文化総務課）  　障がいのある学生の修学上の合理的配慮を適切に提供できるよう支援体制の整備と強化を行います。  また、障がいのある学生への支援に向けて、外部講師を招聘した教職員研修を実施するなど、障がい学生支援への理解促進や意識啓発に取り組みます。 | 目標値  支援申請のあった学生への支援率100％の維持 |
| ○発達障がいの学生への支援（地域生活支援課）  支援者をはじめ周囲で関係する人の発達障がいに係る特性の理解や、身近な相談先となるキーパーソンを確保するなどの配慮が図れるよう、あらゆる機会をとらえて啓発活動を実施します。  　発達障がいの特性により就職の場面でつまずくケースが見られるため、就労支援機関と大学との連携を図る場の提供を検討します。 |  |
| （２）教育を受ける　９．インクルーシブ教育の推進 | |
| 〇障がい児受入れに対する幼稚園への支援（私学課）  　私立幼稚園等における障がい児の積極的な受入れを促進し、就園する障がい児の教育の充実を図るため、障がい児が在園する私立幼稚園等に対し助成します。 |  |
| 〇高等学校入学者選抜における受験上の配慮（高等学校課）  　受験者が普段の実力を発揮できるよう障がいの状況に応じて、別室受験、パソコン等の機器使用、介助者の配置など、受験方法の改善について工夫します。 |  |
| 〇幼稚園教諭・保育士等を対象とした研修（子育て支援課、小中学校課、高等学校課、私学課）  幼稚園、保育所、認定こども園等において、障がい児や保護者への理解の下、特性を踏まえた適切な配慮と支援がなされるよう、幼稚園教諭・保育士等を対象とした研修の実施に引き続き取り組むとともに、障がい児教育等に関わる保育士や教員等が抱える悩みや課題をケアし、サポートしていきます。  また、幼稚園新規採用教員研修・幼稚園10年経験者研修・幼児教育アドバイザー育成研修等において、インクルーシブ教育についての内容を継続して実施します。 |  |
| 〇障がい理解教育に関する研修（小中学校課、高等学校課）  　小・中・高等学校の教員に対し、障がい者や障がいに対する理解に関する研修を実施し、実践交流や学識経験者による講演等を通じてインクルーシブ教育への理解や障がい理解を深められるよう、教員の資質向上に努めます。 | ≪参考≫  令和元年度実績（令和元年７月５日実施）  小中学校105名、高校16名、市町村教育委員会９名  計130名参加 |
| 〇高校に在籍する生徒の精神保健・精神疾患への理解と配慮（高等学校課）  　精神疾患を含め、個々の障がいについての理解を深めるため、教職員研修などの機会の充実に努めます。 |  |
| 〇高等学校における知的障がいのある生徒の受入れ推進（支援教育課）  　知的障がいのある生徒が高等学校で「ともに学び、ともに育つ」取組みである自立支援推進校と共生推進校等について、これまでの成果と課題を踏まえ、高等学校における知的障がいのある生徒のさらなる受入れ等を推進します。 | 目標値  る知的障がいのある生徒が高校でともに学ぶ取組みである自立支援推進校・共生推進校等の充実等を図る |
| 〇高等学校における支援教育力の充実（支援教育課）  　自立支援推進校等のノウハウを共有・活用することなどにより、府内高校や府内私立高校に在籍する知的障がいや発達障がいのある生徒への教科指導など支援教育力の一層の充実を図ります。 |  |
| 〇支援学校のセンター的機能の充実（支援教育課）  　支援学校のセンター的機能について、地域小中学校等への相談支援等をはじめ、就学前の早期把握・早期支援から、卒業後の進路を見据えた関係機関との連携など、一層の充実を図ります。 |  |
| 〇福祉・医療との連携による医療的ケアへの支援（支援教育課）  　地域における安全・安心な医療的ケア実施体制の構築に向け、市町村に対する支援を行います。  　府立学校において、通学途中で医療的ケアが必要なために通学バスを利用できない等の理由により通学が困難な児童生徒の学習機会の保障を図ります。  　また、府立高校において、医療的ケアの必要な児童生徒が安全かつ安心して学校生活が送れるよう、看護師配置や医療機関との連携、緊急時の対応などの校内体制の充実を図ります。 | 目標値  府立高校に在籍する医療的ケアの必要な生徒の状況に応じて看護師を配置する |
| （３）地域で学ぶ | |
| 〇障がい者の学習機会の充実（地域教育振興課）  　大阪府及び市町村の社会教育関係者等に対して参加体験型の研修を行い、障がい者の学習機会を充実させる企画を推進する人材の育成や、障がい者が学習しやすい環境整備を進めることの重要性の啓発に努めます。  　特に、図書館や公民館等社会教育施設において障がいのある人が参加しやすい講座や障がいのある人とない人がともに学ぶ機会を充実するよう促します。  　また、地域活動の核となる人材（PTAの役員等）に対し、障がい者や障がいに対する理解を促進することにより、障がい者の学習機会の充実を図ります。  　ホームページ等を活用して、人権教育啓発教材などを提供するとともに、障がい者が参加しやすい講座等の学習機会が充実できるように参考となる情報の提供に努めます。 |  |
| 〇府立図書館や少年自然の家の充実（地域教育振興課）  　府立図書館や少年自然の家において、誰もが利用しやすい施設となるよう、点字ブロックの敷設や段差の解消など施設機能の充実に努めます。  また、障がいのある子どもとその保護者がともに学べる事業、市町村図書館職員向けの障がいの理解に関する研修の実施など、障がい者や障がいに対する理解を促進する取組みを実施します。  さらに、視覚障がい者によるピアサポートの実施、Ｗｅｂサイトのユニバーサルデザイン化の推進、インターネットによる情報提供、パソコンの利用相談、蔵書検索と連動した貸出申込み等のサービスの推進、障がい者にとって図書館利用に役立つＩCＴ活用相談を実施、対面朗読（遠隔コミュニケーションアプリを使用して来館困難な利用者にも対応）や墨字図書・録音図書の郵送貸出、視覚障がい者のための墨字図書新着案内（点字版・録音版）等による学習図書情報の提供、大活字本・マルチメディアDAISYの収集・提供、聴覚障がい者のための字幕及び手話入りビデオ等の収集・提供やＬＬブックの充実など、誰もが利用しやすいという観点に立って学習情報の提供を図ります。 |  |
| 〇学校におけるＩCＴ教育の充実（支援教育課）  　様々な学習場面でのICT機器活用や情報教育、自立活動等における指導を推進するため、障がいのある児童生徒が早い時期からICTを活用した教育を受けることができるよう情報教育に係る機器やソフトの整備を図るなど、ICT環境の充実に努めます。  　また、支援学校における情報教育に関する指導技術の向上等を図るため、研究協議会や研修等の機会を充実し、児童生徒のICT活用技術の向上に取り組みます。 | 目標値（令和８年度）  支援学校の教員の授業でのICTの活用率100％ |
| 〇学習情報の提供及び教材の整備（地域教育振興課）  　大阪府視聴覚ライブラリーに配置している字幕付き視聴覚教材について、だれもが利用しやすい学習情報の提供を図ります。 |  |
| 〇生涯学習関連施策一覧の作成・公表（文化課）  　生涯学習事業の円滑な推進を図るため、大阪府が実施している生涯学習関連施策事業の一覧を毎年度作成し、公表します。 |  |
| ○障がい児の学校卒業後の学びの場の公表（自立支援課）  　障がい者の学校卒業後の選択肢の一つとして、将来の自立した生活に向けた対人関係やコミュニケーション力などを学ぶことができる、府内の障がい者福祉サービス等を活用した学びの場の周知に努める。 |  |